

令和5年度 第11回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年2月29日(木) 午後1時30分～午後3時45分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
09. 議案第7号 農地の利用状況調査に係る非農地確定について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度 第11回、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ———— 会務報告 ————
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員5番、農業委員、農業委員6番、農業委員に、お願いいたします。 ———— 日程第2 会議書記の指名 ————
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐と、振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ———— 日程第3 議案第1号(30件) ————

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から31番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は、令和6年2月29日、契約の始期は令和6年3月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で6件、5年間で10件、10年間で14件、合計31件、面積は合計で、73,830㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認くださいと思います。なお、総会資料の7ページ、31番が、農業委員3番、農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から31番について、質疑に入ります。なお、31番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から30番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から30番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から30番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、31番の関係者、農業委員3番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、31番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします

委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、31番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、31番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員3番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号（4件） ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページからです。今月の申請件数につきましては、8件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされました。現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は船津の田が2筆で、面積は1,383㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和6年2月17日、譲受人に連絡し聞き取りを行う予定でしたが、体調不良とのことで、作業を行う願いする従妹の方と、現場で聞き取りをし、申請地を調査いたしました。一緒に作業をする従妹の方は、自分でも農業を行っており、トラクター、コンバイン、田植え機等、揃っており、譲受人の農作業を手伝うとの事でした。後日再度、2月19日に、譲受人に電話連絡しま

	したところ、管理、草刈等を妹さんで行うとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は平松の田が3筆で、面積は、1,756㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。令和6年2月19日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在、会社に勤務しながら、夫婦で稲作を行います。農業用機械は、トラクター、田植え機、軽トラックと揃っておりました。また、収穫作業は、知り合いに、委託するとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久の畑が1筆で、面積は、129㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和6年2月19日、譲受人宅を訪問し、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲渡人は高齢の為、譲受人に購入を依頼されました。譲受人は、水稻1ヘクタールと、野菜0.24ヘクタールを耕作されており、自家消費米、約0.5ヘクタールは、掛干しでの収穫をされております。農業用機械は、トラクター2台、田植え機1台、軽トラック2台、ハーベスター2台、コンバイン1台と揃っておりました。労働力は、通常は奥さんと息子さんの2名で、農繁期は、もう一人の息子さんも合わせて、4名で、されるそうです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当し

	ないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町小山田の田が1筆で、面積は、305㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。令和6年2月19日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人1名です。農業用機械は、耕運機1台、草払い機1台、トラクター1台と揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は船津の畑が4筆で、面積は、1,027㎡です。親子間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和6年2月20日、譲受人と現場で、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、両親と奥さんの4名です。農業用機械は、防除機、耕運機、軽トラック等、揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は船津の田が1筆で、面積は、695㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 4 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和 6 年 2 月 2 0 日、譲受人と現場で、申請地を調査いたしました。先程紹介した農地の道路向かい側になりますが、内容は一緒に、労働力は、両親と奥さんの 4 名です。農業用機械は、防除機、耕運機、軽トラック等、揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町西別府の畑が 2 筆で、面積は、4 3 2 m ² です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。令和 6 年 2 月 1 7 日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。申請地は管理され、いつでも耕作できる状態でした。当面は自家用野菜を植えて、残り、百円店で売りたいとの事でした。将来、児童と種まき、収穫祭を行い、体験をさせたいとのことです。譲受人の労働力は、本人と本人の父親、奥さんの父親、との事です。農業用機械は、実家の倉庫に、トラクター、田植え機、軽トラック、2 t トラック、仮払い機と揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われしますので、許可相当と思われします。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町西別府の畑が 1 筆で、7 番の申請地の隣接地になります。面積は、7 3 8 m ² です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。今、説明がありました通り、7番申請地の隣接地になります。令和6年2月17日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲渡人が梅の木を2本植え、その間に野菜を植えていたとの事でした。自家用野菜を栽培し、梅の実が成ったら、児童と収穫祭をし、梅干しづくりの体験をさせるのが、夢であるとの事でした。譲受人の労働力は、本人と本人の父親、奥さんの父親、との事です。農業用機械は、実家の倉庫に、トラクター、田植え機、軽トラック、2tトラック、仮払い機と揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町小山田の田が3筆で、面積は、3,173㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。令和6年2月15日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、ひとりですが、繁忙期は息子さんと、親戚の農業就労者の方の応援をもらうとの事です。農業用機械についても、親戚の方から、田植え機、耕運機、トラクター等を借りるとのことでした。また、〇〇は通作路がない状態なので、作業をするにあたり、周辺の方と話をし、行いたいとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は豊留の田が1筆で、面積は、956㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、15 番農業委員です。調査報告いたします。令和 6 年 2 月 19 日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、本人立ち合いで、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と奥さんの 2 名です。農業用機械は、トラクター、田植え機、軽トラックと揃っておりました。また、当農地は、3 年程前から、帖佐小学校の学習農園として、帖佐小校区コミュニティ協議会と、福祉法人ほのぼの会と提携しまして、田植えや稲刈り、餅つき大会を行っているとの事でした。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 委員	これより、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 はい、14 番農業委員です。確認ですが、3 条の下限面積が撤廃されて、現在は面積ゼロであるが、土地を購入しての案件がありますが、旧の下限面積がないのですが、年間 150 日の農作業が確保できるか、現在所有している農業用機械、自分のものがあるのか、借りるのか、委託するのか、畑の場合は、大きな機械がいない、等、田舎のほうに機械はありますなど、確認できればよいとで、いいのでしょうか。例えば、1 番の方は、宮島に住んでおり、船津に農地があると、そのような理解でいいのですよね。確認です。
事務局	取得する農地を、むらなく耕作できるか。労働力、機械は揃っているか。荒れるおそれが無い、との事であれば、許可の方針であります。
議 長	他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(6件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は11ページとなっております。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は加治木町日木山の畑が1筆で、2,303㎡となっております。令和5年12月6日付けで、資材置場、現場事務所とのことで、令和6年3月31日までの一時転用での許可を得ておりましたが、公共工事の追加工事が発生した関係で、延長となり、今回、令和6年6月30日までの一時転用との事で、事業計画変更が、提出されております。またこの後の、議案第5号3番で、農地法5条申請が、同時に提出されています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、議案第5号の3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、東に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年6月30日までの一時転用終了後、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は北山の田が1筆で、464㎡となっております。令和6年1月10日付け、現場事務所、資材置場、駐車場で、令和6年3月30日までの一時転用で、許可を得ておりましたが、公共工事の工期延長に伴い、令和7年3月30日までの、期間延長となっております。この後の、議案第5号7番で、農地法5条申請が、同時に提出されている状況です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、議案第5号の7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和7年3月30日までの一時転用終了後、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は大山の田が1筆で、1,556㎡のうち、355㎡となっております。令和5年10月5日付け、現場事務所として、令和6年3月30日までの一時転用で、許可を得ておりましたが、公共工事の工期延長に伴い、令和6年3月29日までの、一時転用期間の延長となっております。この後の、議案第5号8番で、農地法5条申請が、同時に提出されている状況です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番、農業委員に、議案第5号の8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、除外後は第1種農地となり、一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は〇〇から、東に、約300mの位

	置です。被害防除現況としましては、東が田、西が農道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年3月29日までの一時転用終了後、農地に復元することです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。なお、1番と3番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	———— 日程第6 議案第4号(4件) ————
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は12ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、面積は、432㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、駐車場となっております。墓参者用の駐車場として、すでに利用している為、参考資料の16ページに、顛末書を添付しております。今

	回の申請人が、平成２３年に土地を相続し、その時点で、既に駐車場になっており、追認で農地法の許可を得る申請となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員１番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、２００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が墓地です。申請実現の確実性としてしましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ———— 日程第７ 議案第５号（２０件） ————
議 長	次に、日程第７、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から２０番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決

	定について、ご説明いたします。総会資料は13ページから18ページでございます。今月の申請件数につきましては、20件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆、面積は1,434㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、貸駐車場で、譲受人が営んでいる建設業の事業拡大に伴い、不足する駐車スペースの確保の為との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が私道、南が市道、北が田と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町米丸の田が1筆、面積は1,252㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第2種農地です。転用目的は、山林で、隣地も山林で耕作困難な為、クヌギを植え、山林にしたいとの事です。また、隣接地に田や宅地がある為、緩衝地を、5mから8mほど設けて植林をし、周囲に影響がでないようにしていきます。との事でした。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約450mの位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が田と市道、南が宅地、北が原野です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基

議 長	準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、加治木町日本山の畑が1筆、面積は2,303㎡となっております。先程の、議案第3号の農地転用事業計画変更申請の1番との、関連案件であります。隣接の山林との一体利用の計画で、全体事業面積は、4,590㎡となっております。賃借権設定になります。農地区分は第1種農地です。転用目的は、資材置場と現場事務所で、畑地総合整備事業、楠原地区の資材置場と現場事務所使用の為であります。また、一時転用であり、令和6年6月30日迄に農地に復元することと、条件を付与する予定です。また、全体面積が、30アールを超える事、第1種農地であることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員17番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積は599㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第1種農地です。令和5年12月26日に農振除外が完了しております。転用目的は、建売住宅で、建売住宅3棟を建築し、販売したいとの事です。また、本申請地は第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。また、参考資料の26ページをご覧ください。本申請地が網掛で示されております。北西側に細長い畑がありますが、こちらの土地が、農振除外の申請時には、今回の網掛部分と、この細長い土地が、農振農用地に入っており、この2筆で農振除外の申請が提出されておりました。ですが、農振除外の手続きを進めている間に、細長い畑の所有者の方が、お亡くなりになり、相続登記を進めていたところでしたが、相続がかなり困難を極めるところであり、こちらに相談がありました。農業委員会と農政課の農振除外の担当と協議をし、本来、農振除外と農地転用は、基本的には同じでなければならないと、考えていますが、本案件につきましては、この畑の所有者が、この畑の左側に、3筆畑が連続して続いているのですが、こちらの畑と同じ所有者になっておまして、ここを計画地から外した場合に、通作路等に問題が生じない

	こと、また、今回、本申請地のみで、建売申請をした際に、農地法の立地基準上、問題が生じない事、この小さな畑が、仮に農地で残った際に、再度、農振に編入する必要があるか検討した際に、外周地であり、極狭地であることから、農振農用地に編入する見込みがないことを、農政課と協議し、今回、手前のほうだけで、受理したとの経緯であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ですが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約160mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑と宅地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農振除外済であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は321㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成をおこないたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、船津の畑が4筆、合計面積は331㎡となっております。隣接の宅地と一体利用し、全体面積は、688.48㎡となっております。本申請地につきましては、先程の農地法の3条申請の5番で申請がありました農地の残地部分となっております。今回、転用する部分と、3条で農地とする部分、と分かれている状態になっております。3条の申請面積と5条の申請面積を加算した場合に、もとの地積と数値が一致しないのは、今回の測定の結果、誤差が生じている状況です。また、本申請地につきましては、令和4年7月に、親子間の贈与との事で、一度、3条許可が出ていたのですが、許可が出た数か月後に、転用したいとの相談があり、3条で取得した場合、耕作をしていただかなければならない、という事になりますので、やむ得ない事情でない限りは、基本的には取り消しを行い、一旦もとの所有者に戻してから、再度、農地転用の申請をだしていただくとの事で、本申請地につきましては、一旦取り消しを行い、所有権をお父さんのほうに戻したうえで、転用部分は転用、農地として管理していく部分は3条申請で、それぞれ申請を指導させていただいたところです。こちらは、所有権移転になります。農地区分は第1種農地です。転用目的は、一般住宅となっておりますが、親と一緒に住む2世帯住宅となっております。第1種農地であることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。また、一般住宅で、面積が500㎡を超えておりますので、理由書が、参考資料の37ページに添付しております。理由としましては、2世帯住宅との事で、一般住宅と比べ、敷地面積が必要であるといった理由となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が県道、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、3条の許可取り消しがあります。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件と

議 長	して、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、北山の田が1筆、面積は464㎡となっております。先程の、議案第3号の農地転用事業計画変更申請の2番との、関連案件であります。賃借権設定になります。農地区分は第2種農地です。転用目的は、現場事務所、資材置場、駐車場で、公共工事の現場事務所として、使用したいとの事です。一時転用でありますので、令和7年3月30日までに、農地に復元する事と条件を付する予定です。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の2番で、農業委員16番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、大山の田が1筆、面積は1,556㎡の内、355㎡となっております。先程の、議案第3号の農地転用事業計画変更申請の3番との、関連案件であります。賃借権設定になります。農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は、現場事務所、資材置場、駐車場で、公共工事の現場事務所、仮設トイレ等を設置し、空いたスペースは駐車場として利用したいとの事です。一時転用となりますので、令和6年3月29日迄に、農地に復元することと、条件を付与する予定です。また、農用地区域内農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の3番で、農業委員7番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆、面積は、402㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、月極駐車場で、駐車場として造成し、通勤等での錦江駅利用者に賃貸するとの事です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が里道、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は679㎡のうち、330㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他1名、申請地は、加治木町小山田の田が2筆、面積は809㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第2種農地です。転用目的は、駐車場で、隣接地でラーメン店を営んでおり、その駐車場を造成したいとの事です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が雑種地、南が水路、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他1名、申請地は、東餅田の田が3筆、面積は596㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、月極駐車場、進入道路で、駐車場需要が見込まれる為、駐車場、進入道路に造成したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が5条申請地と宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他1名、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は218㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、長男夫婦に土地を貸借して一般住宅を建築し

	たいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が宅地、南が5条申請地、北が5条申請地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇他1名、譲渡人は〇〇他1名、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は334㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が宅地、南が5条申請地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、中津野の田が1筆、面積は9.81㎡となっております。隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、444.81㎡とな

	っております。所有権移転の申請となります。農地区分は第1種農地です。転用目的は、宅地拡張。参考資料の62ページをご覧ください。斜線の引いてある細長い土地が、今回の申請地となっております。南側に宅地がありますが、こちらの土地を、今回の譲受人が、令和5年6月5日に、一般住宅との事で、農地法5条の許可を得て、土地を購入し、住宅を建築しました。北側の境界のところにすでに、ブロックが積まれているのですが、測量を行ったところ、北側の田に、ブロックがはみ出していることがわかり、今回、はみ出しているところを分筆し、宅地拡張とのことで、購入するという、現況にあった形に合わせる申請となっております。第1種農地になりますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇他2名、申請地は、西餅田の畑が1筆、面積は333㎡となっております。隣接の雑種地と一体利用で、全体面積は、365㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、〇番推進農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約1

	50mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、ごみステーションの取り扱い及び、道路からの乗入口の確認です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、17番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、平松の田が1筆、面積は261㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。また条件として、東側に隣接する田の用水を確保することと、条件を付与したいと考えております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、東側の田の、用水確保です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、18番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、18番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、松原町の畑が1筆、面積は635㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、2区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、19番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、19番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆、面積は1,268㎡の内の、359㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第1種農地で、令和5年12月26日に、農用地区域除外済であります。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事であります。また、第1種農地であるため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、20番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、20番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は687㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第1種農地です。転用目的は、資材置場です。太陽光事業に係る資材置場用地として、利用する計画です。また、第1種農地であるため、県農業委員会ネットワー

	ク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 11 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、〇番推進農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地でありますが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 280m の位置です。被害防除現況としましては、東が山林、西が畑、南が水路、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	現地調査委員の皆様、ご苦労様でした。これより、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 20 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 20 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 20 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3 番、4 番、6 番、8 番、15 番、19 番、20 番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第 8 議案第 6 号 (14 件) ———
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局	はい、それでは、議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。19ページにありますように、利用権設定開始日が、原則は毎月1日なのですが、3月は貸し出し開始日が、2月28日となっています。また、4月の話ですが、年度内に対応する為に、貸し出し開始日が、3月31日と、設定されております。よって今回は、始期を令和6年2月28日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。資料につきましては、20ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の21ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規14件となっております。申請面積は13,497㎡です。設定する権利別は、賃貸借権が14件となっております。今回の設定地区は、加治木町西別府地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議長	これより、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番について、原案のとおり、決定いたしました。
議長	——— 日程第9 議案第7号(153件) ——— 次に、日程第9、議案第7号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、総会資料の22ページをお開きください。夏場の利用状況調査において、区分5、再生困難な農地として、判定をおこなった土地

	について、改めて１２月初めから１月中旬にかけて再調査をおこなっていただきましたが、その結果、非農地として確定した土地についてまとめてあります。非農地確定の全体面積は、１１７,５７６㎡、筆数は１５３筆です。対象地については、集計表の次ページからリストとして計上してありますので、ご確認ください。その際、転用指導となった箇所につきましては、現在、文書を送付させていただきまして、その反応もあるところでございます。また、来月以降に、転用の申請も出るかと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第７号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第７号、農地の利用状況調査に係る非農地確定について、原案のとおり確定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第７号、農地の利用状況調査に係る非農地確定については、原案のとおり、確定いたしました。 ———— 日程第１０ ————
議 長	次に、日程第１０、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。２月は１５件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、２月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

	—— 日程第 1 1 ——
議 長	次に、日程第 1 1、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔委員から無し〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔賃借料情報・農作業賃金等標準額について〕 〔県外研修アンケート等について〕 〔農業経営意向に関する調査について〕 〔令和 6 年度 定例農業委員会総会等の日程について〕 〔非農地確定調査について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 5 年度、第 1 1 回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____